施設命名権に関する契約書（案）

柳井市（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）は、甲が所有するサンビームやない（以下「施設」という。）の愛称に係る施設命名権（以下「命名権」という。）に関して、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第１条　この契約は、命名権の付与を通じて甲及び乙が相互に協力することにより、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな市民生活及び活力ある市の実現に寄与するとともに、乙の企業広報活動と地域貢献に資することを目的とする。

（契約期間）

第２条　この契約の期間は、令和９年４月１日から令和１２年３月３１日までの３年間とする。

（命名権）

第３条　甲は、乙に対して命名権を付与する。ただし、条例等で定める施設の正式名称は、これを変更しない。

２　甲及び乙は、施設の名称を「○○○○○」（以下「愛称」という。）とすることに合意する。

３　前条に定める契約期間中は、愛称を変更することはできない。

（命名権の対価）

第４条　この契約に基づき乙が甲に支払う命名権の対価（以下「命名権料」という。）は、年額○，○○○，○○○円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

（命名権料の支払）

第５条　乙は、各年度分の命名権料を当該年度の５月３１日までに、甲の発行する納入通知書により甲に支払わなければならない。

２　前項に定める期限が、銀行法（昭和５６年法律第５９号）第１５条第１項に定める銀行の休日に当たるときは、当該休日の翌日をもってその期限とみなす。

（延滞金）

第６条　乙は、命名権料を前条第１項に定める期日までに完納しなかったときは、当該期日の翌日から未払金額を納付する日までの期間の日数に応じ、その未払金額に年３．０パーセントの割合を乗じて算出した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

（愛称等）

第７条　乙は、愛称の標示するロゴタイプ（付随する記号を含む。）について、あらかじめ甲の同意を得るものとする。

２　乙は、この契約の期間中にロゴタイプを変更しようとする場合は、新たに使用するロゴタイプ及び変更の時期について、あらかじめ甲の同意を得なければならない。

３　愛称及びロゴタイプ（以下「愛称等」という。）に係る商標権等の知的財産権は、乙に帰属するものとし、乙が当該知的財産権を管理する。

４　甲は、愛称等が広く市民に定着するよう、乙に協力するものとする。

（付随する権利）

第８条　乙は、命名権の付与に付随して、次に掲げる権利を享受することができる。

（１）施設の敷地内（屋外に限る。）における愛称等を表示した看板の設置

（２）甲が所有する看板及び案内標識（以下「看板等」という。）における愛称等の表示

（３）乙の企業広報活動等を目的とした愛称等及び施設の写真の使用

（４）この契約の期間満了時における優先交渉権

（看板等の設置及び表示変更）

第９条　前条第１号及び第２号に規定する看板等の設置か所、デザイン、規模、構造、数量、工事の内容等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

２　前項に規定する看板等に係る費用は、全て乙の負担とする。

３　乙は、本契約が終了したときは、原則として自らの費用負担により、第１項に規定する看板等に表示された愛称等を施設の正式名称に変更しなければならない。

（契約の期間満了）

第１０条　乙が、この契約の目的と同一の目的をもった新たな契約（以下「新たな契約」という。）を、この契約の期間が満了する日の次の日から締結しようとするときは、令和１１年１０月３１日までにその意志を甲に通知するものとする。

２　甲は、前項に定める通知を乙から受けたときは、乙を新たな契約の締結に係る優先交渉相手として、乙と協議するものとする。

３　前項に定める協議が、令和１１年１２月３１日までに合意に至らなかった場合には、乙に付与された優先交渉権は消滅する。

（契約解除権）

第１１条　甲又は乙は、相手方が正当な理由なくこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

２　乙による法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為その他企業としての社会的信用を失墜する行為により、この契約の継続が困難な状況が発生したと甲が判断したときは、甲は、この契約を解除することができる。

３　前２項に定める契約の解除を甲が行ったときは、第５条の規定により、乙が甲に対して既に支払った当該年度の命名権料は、乙に返還されないものとする。

（損害賠償）

第１２条　甲及び乙は、その責めに帰することができない事由による場合を除き、この契約に定める義務を履行しないため又は履行に瑕疵があり、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

２　甲及び乙は、前条第１項又は第２項の契約解除を原因として相手方に損害を与えた場合は、その

損害を賠償しなければならない。

３　甲及び乙は、前条第３項の規定が前２項の損害賠償の妨げになるものでないことを確認する。

（権利譲渡等の禁止）

第１３条　乙は、この契約により生じる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は継承させ、若しくは権利を担保に供してはならない。

（疑義の解決）

第１４条　この契約に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決するものとする。

（管轄裁判所）

第１５条　この契約に関する訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所にて行うものとする。

以上の契約締結の証として、本契約書２通を作成し、双方記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

（甲）柳井市

柳井市長　　井　原　健太郎

（乙）所在地

氏名